

# 武者小路実篤の系族（上）

大津山 国 夫

一 はじめに

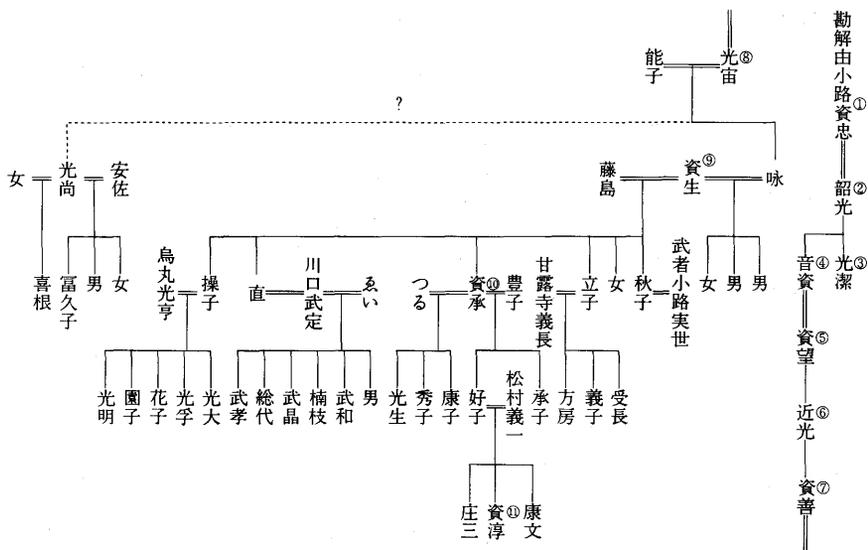
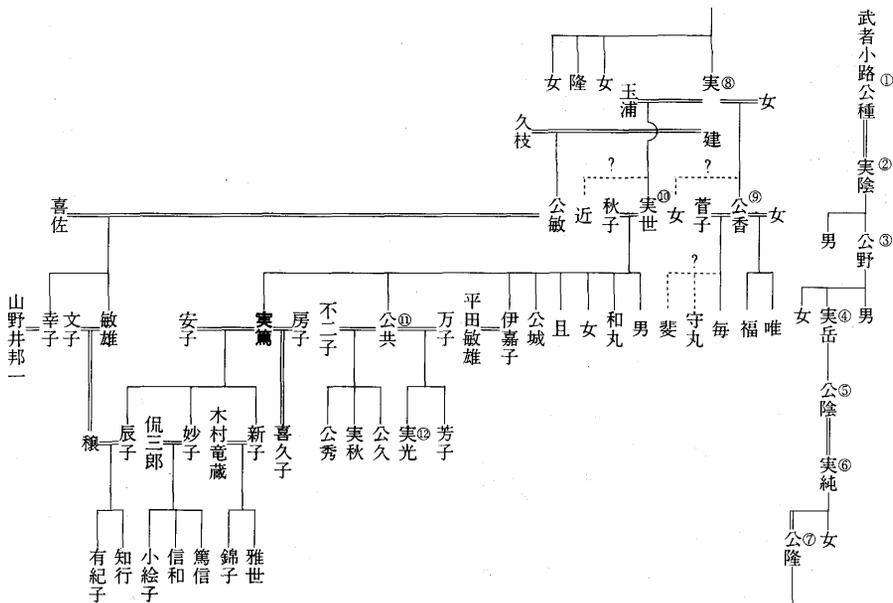
標題のテーマをめぐって、私は過去において二篇の文章を発表した。学燈社刊『国文学』の昭和四六年八月号にのせ、のちに小著『武者小路実篤論』〔東京大学出版会刊、昭和四九・二〕に収めた「武者小路家の人びと」と、書き下ろしの形で吉田精一博士古稀記念論文集『日本の近代文学』〔角川書店刊、昭和五三・一〕に収めた「武者小路家の人びと、補正」である。後者はもっぱら前者の誤りを正し、遺漏を補うことを目的として書いたもので、前者を読んでおられない読者には不親切な記述にならざるをえなかつた。今回は両者を一つの文章にとりこみ、さらにその後にも明らかになったことでもて補正しようと思う。三度めの正直というから、できるだけ完全なものにしたいけれども、まだわからないことが多く、とりあえずの定稿にとどまるであらう。

なお、以下の文章において、年齢はすべて数え年であること、明治五年までは陰暦のままであること、現存の方々にも敬称を省略したことをおことわりしておく。

武者小路実篤は、明治一八年（一八八五）五月一二日、子爵、武者小路まがらみの四男として誕生した。

華族と華族会の歴史をつづつた霞会館編『華族会館史』（霞会館刊、昭和四一・八）に、「華族類別録」という文書が付載されている。明治一一年一〇月、華族督部長の職にあつた岩倉具視が、宮内卿徳大寺実則の依頼をうけて作製したという。華族の当主たちをその系統によつて七六類に分けたものであり、実篤の父、武者小路実世は、三条、嵯峨、三条西、園池など二〇家の当主とともに、「第五十三類、内大臣鎌足十一代太政大臣公季六代太政大臣実行裔」の部に分類されている。公季以後を尊卑分脈と公卿補任によつてたどると、次のようになる。

右大臣藤原師輔の九男、太政大臣藤原公季（鎌足一代）は閑院



と号し、三条、西園寺、徳大寺など、いわゆる閑院諸家の開祖となった。権大納言藤原公実の次男、太政大臣藤原実行(公季六代)が三条家をおこした。左大臣三条実房の三男、権大納言三条公氏(実行四代)が正親町三条家をおこした。のちの嵯峨家である内大臣正親町三条実継の次男、権大納言正親町三条公時(公氏七代)が三条西家をおこした。右大臣三条西実条の次男、侍徒三条西公種(公時九代)が武者小路家をおこし、その開祖になった。江戸時代の初期のころであり、実篤の父は第一〇代、現在の当主は第一二代である。

江戸時代に編集された『諸家知譜拙記』と『諸家伝』に武者小路家も記載されているが、前者は初代公種から九代公香まで当主たちの名前を並べ、一部にだけ割註をつけた簡略な記述であり、後者は当主たちの生歿年月日と官歴を記録しているが、第四代までで終っている。本稿では未刊の資料の助けをかりて両書の欠落をうめ、武者小路家、および実篤の母方の勘解由小路家の系族を可能なかぎり明らかにしたい。説明の便宜上、私の筆が復原しようと願っている系図を最初にかかげておく。数字は当主の順序を示す。

本稿で参照する未刊の資料とは、次の四つである。

第一に、東京大学史料編纂所に所蔵されている『武者小路家譜』という文書である(以下「家譜」と略記)。冒頭に「家図並二家伝」とあり、「御達有之候ニ付家図家伝譜騰写正副右差出候此他旧記取持無之難相分此段御断申上候也」として、九代公香の署名と朱印がある。正副の二通をどこかに提出した、その一通らしい。提出先と提出の日付けはない。家伝の部は、明治四年一〇月、

弟の実世がドイツ留学を命ぜられた記事で終っており、明治七年七月、実世が帰国した記事はないから、この間に提出したものと推定される。さらにいえば、差出人の公香の住所は東京府第三大区になっているが、公香の東京居住は、後に述べるように明治二年三月から三年五月までと、六年五月以後であり、東京府の六大区制の表示は四年一二月から一一年一一月まで実施されたから、結局、この『家譜』は公香が六年五月から七年七月までの間に提出したものと推定できよう。

第二に、静嘉堂文庫に所蔵されている『武者小路系図』という文書である(以下「系図」と略記)。武者小路家初代の公種から一〇代実世までの系図を示した「武者小路家系図」と、おなじく実世まで当主たちの叙位叙官と官歴を摘記した「武者小路家伝」の二部に分れている。どちらも『諸家知譜拙記』や『諸家伝』の記述よりもはるかにくわしい。「家伝」の部の末尾は実世の記録であるが、そのほぼ逐年の記事が明治一〇年八月二七日で終っている、それからさほど年月をへだてない時期に作製されたと推定される。九代公香の歿後一年、当主は実世であった。実篤はまだ生まれていない。

第一の『家譜』と第二の『系図』を読みくらべれば、両者の原拠が同一のものであったことは明らかである。「系図」は『家譜』に数年おくれで作製されたが、記述は『家譜』よりもずっと詳細である。どちらもほぼおなじ大きさの和紙を袋にとじ、記載部分をページで数えれば、『系図』は六四ページ、『家譜』は二二ページである。武者小路家には、代々の当主たちが書きついできた系図と家伝の原資料のたぐいが保管されていたと思

われるけれども、関東大震災によって焼失した。だから、『系図』の詳細な記述がそれらの原資料にどのくらい忠実なものであったか、作製のさいに加筆や削除の手が加えられたかどうかを照合することはできない。『系図』は初代誕生の寛永八年から明治六年の記事まですべて同一の筆蹟で書かれており、明治七年以降は別の筆蹟で書きつがれている。すなわち、九代公香の部の二行(公香逝去の記事をふくむ)と、一〇代実世の部の九行は別の筆で追記された。すこし大胆な推測になるけれども、公香が『家譜』を提出した明治六、七年のころまでに、歴代の原資料を整合した系図と家伝の原本めいたものが完成されていたのではあるまいか。そうして、『系図』が原本そのもの、あるいは原本の忠実な謄本(に数行を追記したもの)であった、ということも考えられよう。

『家譜』が当主公香の自筆であったかどうかを判定することは私にはできない。『系図』の明治七年以降の別筆は、現存している実世のほかの筆蹟にきわめて近いようである。したがってそれ以前の部分は当主実世の自筆ではないと思うが、これも推定にとどまる。どちらにも当主たちの校閲はあったと考えるのが自然であろう。

第三に、宮内庁書陵部に所蔵されている『華族系譜』という文書である(以下『系譜』と略記)。明治一七年七月の爵位授与に先立って、華族の各家に伝わる系図と家伝を当主たちに提出させ、それを写したものである。武者小路家の分は、第一枚めに「系譜家伝、正五位武者小路実世」とあった。「系譜」の部は、明治一五年八月生まれの公共(実世三男)まで記載されており、一八年

五月生まれの実篤の名はない。一五年八月から一七年七月までの間に提出されたと考えてよいであろう。「家伝」の部は、明治九年一月、実世の家督相続でいったん終っているが、さらに宮内省専用の罫紙半枚を貼付けて実世の帰朝後の公歴を記し、末尾に「明治十七年七月八日、賜子爵」とある。この半枚は提出後の追記であろう。「家伝」の部の見出しに「武者小路家略伝」とあり、さきに、おなじく実世の手で明治一〇年ころ作製されたか、と推定した『系図』の「武者小路家伝」の記述から、目ぼしい条項を抜書きしたものと思われる。『系図』は六四ページ、『家譜』は二二ページ、この『系譜』は貼付の半枚をくわえて二五ページであった。

第四に、京都の廬山寺の「当山過去帖写、武者小路家現存墓石」という文書である(以下「過去帖写」と略記)。廬山寺は武者小路家の菩提寺であった。「西郊備前殿御父」(二代実陰の実父の父)から「福姫」(九代公香の娘)まで、二九人の鬼籍を列記している。この後、武者小路家の墓地は東京に移った。

以下の記述では、主として『系図』に依拠しながら、必要に応じてほかの資料を援用する。典拠をこたわらない記述と引用は、すべて「系図」にしたがったものである。読点と原文の改行を示す斜線(／)は私が補った。「系図」は当主たちの雑多な公務や服装などもこまかく記述しているが、本稿では実篤の遠い祖先たちについては叙位叙官のあらましを述べるにとどめた。

## 二 六代実純まで

初代の公種(六三一—九二)は、従一位前右大臣三条西実条の次男、母は家女房、武者小路家をおこした。寛永八年生まれ、月日はわからない。年月日不明だが、従五位下に叙せられた。初代公種から一〇代実世まで、当主たちの叙位は例外なく従五位下から始まり、いずれも元服昇殿以前、早い者は二歳、遅い者でも九歳であった。公種の従五位下もそのころであろう。堂上公卿の子弟たちの叙位は、いわゆる五撰家の子弟たちは正五位下、あるいは従五位上から始まり、その他の家では従五位下が慣習であったという。武者小路家は江戸時代にひらかれ、堂上公卿の社会ではいわば末流であったから、撰閑家、清華家、大臣家につづく家格であった。

公種は一三歳で元服昇殿、侍従に任ぜられた。二一歳の従四位下までのぼったが、「此以後依長病不出仕」とあり、元禄五年三月二十九日、六二歳で歿した。細川幽齋の高弟であった父から和歌を学び、子孫に相伝した。各種の歌人系譜は、細川幽齋—三条西実条—武者小路公種—同実陰—同公野—同実岳、とつづく系統を記録している。朝廷における武者小路家の職務は歌道であった。

公種の後には養子の実陰が継いだ。「系図」と「家譜」では公種の実子はなかったことになっているが、「系譜」だけは公種の下、実陰の左に「盛観、笑溪、女子(鷺尾家室トナル)」の三人を列記している。「系譜」の系図は当主を必ず右端に書いているから、

盛観以下の三人が実陰より年少であったとはかぎらない。武者小路家の男性は、名前に公か実をつけることになっていたが、盛観と笑溪が公種の実子であったとすれば、これは法名であろうか。

二代の実陰(二六六一—七三八)は、後水尾院院参西郊備前守実信の子であったが、武者小路家を継いだ。母は家女房であろうか、廬山寺に埋葬されている。「西郊備前守ハ実条公孫也」というから、養父の公種は大伯(叔)父であった。元禄五年三月、三二歳のとき養父の喪に服した記録があり、養子縁組はそれ以前であったと推定される。

寛文元年十一月一日生まれ、八歳で従五位下、禁裏児に召された。一四歳で元服昇殿、侍従に任ぜられた。右近衛権少将、同中将、参議、権中納言を経て、六四歳で権大納言、正二位にのぼった。元禄二年以後、靈元上皇より「和歌天仁遠波」「和歌三部抄」「伊勢物語源氏三ヶ大事」「道之灌頂二条家流」などを伝授された記事がつづく。元文三年九月三〇日薨として、「実九月廿八日」と註記している。「過去帖写」も二八日という。七八歳であった。逝去の二日前、歌道の誉れによって従一位准大臣の宣旨をうけた。「諸家伝」に「以歌道登庸初例」とある。

家集に「芳雲和歌集」があり、著書に「初学考鑑」があった。実篤の幼いころの記憶によれば、前者の版木が武者小路家の倉に保管されていた、関東大震災ですべて焼失した、という(二人の男四四)。青年時代の実篤は「その人の歌を読んだことはない」「どうせ大したことはないのだと思つてゐる」と書いていたが(「先祖」白樺、大正四・五)、後にはみずから手で「芳雲和歌集」

を校訂して出版した(河出書房刊、昭和一七・六)。

『過去帖写』によれば、先ほど「家女房であろうか」と書いた実陰の実母は、天和三年六月一日、彼が二三歳のときに死んだ。彼の正妻は彼におかれること二年、元文五年八月七日に死んだ。ともに名前も年齢もわからない。長男は三代の公野公野の、母は家女房である。次男は正徳六年四月二五日に死んだ。名前も年齢もわからない。戒名を一夢淨幻童子というから、はかない夭折であろう。父の実陰が五六歳、兄の公野が二九歳のときであった。『系譜』は公野の左にも義胤と重季という二人の男性を列記している。一夢淨幻童子とどう結びつければよいのか、後考をまちたい。

三代の公野公野の(一六八八—一七四三)は、実陰の長男、母は家女房。元禄元年一〇月三日生まれ、六歳で従五位下、童名を重丸重丸といつたが、一一歳のとき禁裏児に召され、虎丸と改めた。一四歳で元服昇殿、侍従に任ぜられた。右近衛権少将、同権中将、参議、権中納言を歴任、寛保三年六月に従二位、同年一二月六日歿、「実十二月四日」といふ。『過去帖写』も四日としている。

五六歳であった。父の実陰から「和歌天仁遠波」を伝授された。『過去帖写』には「公野朝臣御室」と「公野卿御室」、三位実岳殿御母、坊城俊清殿御女也」といふ二人の女性の鬼籍が記録されている。先妻と後妻であろうか。前者は享保三年七月二四日に二五歳で死んだ。逆算すれば元禄七年の生まれ、公野より六歳の年少であった。後者は宝暦九年一月一六日に死んだ。年齢はわからない。公野におかれること一六年、戒名に禪尼とあるから出家していたものと思われる。

公野の長男と長女について、『家譜』はいずれも早世と書いている。『過去帖写』に童子、童女とあるから、間違ひあるまい。長男は享保三年六月一日に死んだ。名前も年齢もわからない。戒名を如幻童子という。先ほど公野の先妻かと書いた二五歳の女性の逝去は、如幻童子の一月後であった。童子の生母であったかどうかはわからない。次は次男、四代の実岳実岳の、母は坊城俊清の娘である。次は長女、享保一〇年一月二六日に死んだ。名前も年齢もわからない。兄の実岳は五歳であった。兄と同腹であったかどうかはわからない。

四代の実岳実岳の(一七二一—一七六〇)は、公野の次男、母は前大納言坊城俊清の娘、享保六年一〇月二〇日生まれ、童名を虎丸といつた。五歳で従五位下、一四歳で元服昇殿、侍従に任ぜられた。左馬頭、左近衛権少将とすすみ、従三位左近衛権中将で終つた。宝暦一〇年八月一二日歿、四〇歳であった。有栖川宮職仁親王から「和歌天仁遠波」を伝授された。『国書総目録』によれば、家集に「武者小路実岳集」一軸があつたといふ。妻や側室の鬼籍はない。子どもは次の公陰公陰のだけであつた。

五代の公陰公陰の(一七四七—一七八七)は、実岳の長男、母は家女房。延享四年一二月一四日生まれ、童名を八十九といつた。五歳で従五位下、一二歳で元服昇殿、宮内権大輔に任ぜられた。初代以来、元服と同時に侍従に就任する家例であつたが、「侍従申之処八省輔ヲ可申之旨殿下依内意也」とある。近習小番を経て、従四位右近衛権少将までのぼつた。明和八年一月五日、「所労依大切」権少将を辞し、同日歿、「実正月三日」とある。『過去帖写』も三日という。享年二五、病身だったのであるか、実子はな

かった。「過去帖写」にも妻子の記載はなく、かわりに「公陰朝臣ノ妾」として、寛政元年八月一九日歿の女性が記録されている。公陰におかれること一八年であった。名前も年齢もわからない。

六代の実純(二七六六一八二七)は、従一位前右大臣三条季晴の末男、母は家女房、武者小路家を継いだ。三条家は武者小路家の宗家であった。明和三年五月一日生まれ、六歳で従五位下、一〇歳で元服昇殿、左兵衛佐に任ぜられた。ここにも「侍従申之処先四府佐ヲ可申旨殿下依内意也」とある。従四位上まですすんだが、二五歳で左兵衛佐を辞任した。「依長病也」という。さらに二年後に位記を返上した。理由は記されていない。「寛政四年二月十二日、返上位記、二十七歳」という記事で終っており、その後のことは、『系図』にもそのほかの文書にも、逝去のことをふくめてなにも記録されていない。『過去帖写』にも彼の鬼籍はない。当主たちの鬼籍はすべて記録されており、墓石もすべて現存しているけれども、彼だけが例外である。妻妾の鬼籍もなく、娘一人だけ記録されていた。享和元年四月一日歿、「武者小路殿御女、他所工御出御座候所御抱瘡二而御命終」という。年齢はわからない。戒名には大姉とあり、「家譜」と「系譜」は早世という。

大阪市立大学付属図書館に『武者小路家五首歌合』という写本が現存しており、左兵衛佐武者小路実純が、中納言広幡前基、宰相正親町三条実同、右少弁勤修寺良顕らと四〇番の歌合せを競っている。実純の在官中のことになるが、はやくも二五歳以前に堂上歌壇の一角を占めていたようである。同図書館には、

題簽に『徹山殿御詠』と記し、内題に『武者小路実純卿御詠』と記した実純の家集も所蔵されていて、その題詞や年記から、大阪に隠棲した時期があること、とらという娘がいたこと、すくなくとも文政五年、五七歳までは健在で歌を作っていたことなどがわかった。享和元年に死んだ娘がとらであったとすれば、彼女は父の三六歳のときに先立ったことになる。  
松浦静山の『甲子夜話』正篇の第六巻に、次のような記事があった。

林氏云。近年京より一奇人來りて和歌を唱へしに、忽人々風靡せられて、信従するもの多かりしが、官より竊に沙汰ありて、其人恐れて帰京しけり。実は武者小路家の子にて、少将までに成し人とよ。年少豪邁放佚にて、三条とか五条とかの繁華の地にて、人を刃殺して廢嫡となりたるが、姓名を匿して東來せるとなん。鋏山と号しける。唐伯虎、徐文長などの類にて、其人は兎も角も、文采はすぐれたることにて、其家に恥ざる才と思はる。惜しむべき人なり。伝へ聞し歌の中にて語記せるは、

#### 江 鶉

秋の日も入江の波は色くれて

残る尾花に鶉啼なり

#### 冬 杜

木がらしの吹尽したるもりの中に

なほ枯のこるかしは手の声

此二首などは近世の秀逸とも云べき詠なるべし。(『甲子夜話』1、平凡社刊、昭和五二・四)

ここにいう武者小路鍔山が実純であったと認めてよいと思う。「少将までに成し人」は、権少将で終った父公隆との混乱であろうか、それとも兵衛佐の誤伝であろうか。京のまんなかで人を殺したとなれば、二七歳の「位記返上」もやむをえなかったであろう。冒頭の「林氏」は、大学頭林述齋であり、松浦静山が「甲子夜話」正篇を執筆したのは、文政四年から一〇年にかけてであったというから、実純は六〇歳前後に江戸へ下ったことになろう。述齋が「近世の秀逸」と評した二首は、前記の「徹山殿御詠」には収録されていないが、「野露鶉」と題して「秋の野の尾花がもとにふし侘びて何を思ひのうづら鳴くらん」という類歌があった。

現行の人名辞典で実純の歿年を明記したものが二つあった。

どちらも文政一〇年歿という。一つは、平凡社の『大人名辞典』第六卷昭和二九・六の実純の項に、「明和二年に生る。実陰の男のち観古堂と称し、徹山と号す。和歌をよくし、また書法を巧みにした。文政十年四月十七日歿、年六十三。遺家集に『武者小路実純卿詠』がある。墓所、大阪市南区逢坂上之町、一心寺」とあり、「大阪人物誌」によったという。「実陰の男」は明らかに誤りか、「公陰の男」の誤植であり、明和二年生まれは、ほかの記録（明和三年生）と一年違っている。大阪の一心寺に照会したところ、実純の墓も鬼籍も現存していない、戦前の記録は戦災ですべて焼失した、という返事であった。徹山という号や家集のことは確かな記述なので、文政一〇年四月一七日歿にはなにか根拠があったのであろう。明和二年生まれであれば享年六三、『系図』などのいう明和三年生まれであれば、享年六二で

あった。

もう一つは、最も新しい華族の家系集である霞会館編『華族家系大成』下巻（霞会館刊、昭和五九・四）に、明和三年五月生まれ、文政一〇年四月歿とあった。典拠は明らかにしていない。両書のいう文政一〇年歿であれば、さきの『甲子夜話』の記述ともつじつまがあうようである。余儀なくふたたび上方へもどって、数年の後に（あるいは大阪で）死んだのであろうか。

### 三 七代公隆

七代の公隆（二七六―一八五五）は、正二位前大納言三条西実称の末男、武者小路家を継いだ。二代つづきの養子縁組であった。実篤の曾祖父である。武者小路家は三条西家の支流であった。実母は家女房であろうか、廬山寺に埋葬されている。公隆の公式の誕生は天明五年六月一七日、しかし「実同六年生」と註記している。申告の年齢を一歳うわのせしたのであろう。江戸時代では、叙位や任官を早めるため年齢を早めて届けることがあったという。以後、一〇代の実世まで一歳ないし二歳のうわのせがつづいた。以下、すべて実際の年齢で記述する。もちろん、実純以前に年齢の作為がなかったときめることはできない。年齢の作為が註記されていない、というにとどまる。

童名は岩丸、六歳で従五位下、一二歳で元服昇殿、一四歳の兵部大輔にはじまり、左近衛権少将、同権中将、参議、権中納言を歴任、権大納言で終った。仁孝天皇から「和歌天仁遠波」を、飛鳥井雅光から「和歌三部」を伝授された。安政二年四月

一九日正二位、同月二〇日歿、「実同月十七日」といふ。『過去帖写』にも一七日、「下鴨御別館ニ而卒去」とある。逝去後二日の叙位ということになる。七〇歳、公には七一歳であつた。

公隆の実母は安政三年四月三日、すなわち公隆の一年後に死んだから、かなりの長寿であつた。戒名に禪尼とあるが、出家してしたのであろうか。正妻の鬼籍はなく、中清とよばれた側室の墓石が廬山寺にあり、八代実建の実母という。文久二年二月に死んだ。年齢はわからないけれども、子どもの実建は五二歳であつたから、こちらも長命の方であらう。

長男は八代の実建、その下に三人の娘がいた。実建とおなじく中清の子であつたかどうかはわからない。長女と次女には母家女房とあり、三女には母の記載がない。

長女に次のような註記があつた。

母家女房／美濃国厚見郡鏡鳴村／為教寿寺室、家司鈴木内記為養女／安政三年十月十四日死、心月院釈尼妙西禪定ト

云

『家譜』と『系譜』は早世というが、誤りであらう。教寿寺は岐阜市鏡島町に現存していた。浄土真宗本願寺派、聖徳山教寿寺という。その過去帖にも「釈心月院妙西、安政三年十月十四日、当山十二世目室」とあつた。俗名と行年を知る手がかりはなかつた。さいわい、一三世了明が安政四年に書いた漢文体の『当山歴代略記』という原稿が保存されていて、次のようなことがわかつた。

寛正年間（二四六〇―六）の火災で堂宇と記録が焼失したので開山の顛末は不明、最初は天台宗に属していたといふ。一二世了

莊は池尻大納言の娘を妻にむかへ、一三世了明をもうけた。了明は安政四年に一七歳といふから、天保一二年のことであつた。翌一三年に妻が死亡、その後、年月を明らかにできないが、公隆の長女と結婚した。武者小路家臣の養女という形で迎えたのであろうか。了明は「子継母来都市武者小路大納言公隆卿、此母多病而多年不人交」と書いている。嘉永三年、父の公隆が勅使として関東へ下つたさいに教寿寺を訪ねた。『系図』にかえれば、公隆は同年四月一日に日光例幣使として下向、五月一日に帰京しているから、この間の訪問であらう。武者小路家臣の藤木外記という人が教寿寺に出した書簡も保存されており、発信の月日のみで年の記入を欠くが、文中に「三位様」とあつて、公隆の三位は文政五年から嘉永三年二月までであつた。結局、公隆長女は、了莊の先妻の死んだ天保一三年から嘉永三年までの九年の間に教寿寺に入つた、と推定できよう。安政二年四月に父の公隆が死に、同年九月に夫の了莊が死に、翌三年一〇月に公隆長女が死んだ。兄と妹の生年から推定すれば、享年は三六から四六の間であつたと思われる。

次女には次のような註記があつた。

母家女房／天保九年小石川守殿峯寿院殿大上蔭、峯寿院殿逝去後流浪、安政三年十月三日被召出本丸、為御台篤君小

上蔭万延元年為大上蔭

『続徳川実紀』によれば峯寿院は第一代將軍家斉の娘、峯姫である。文化一一年一二月、水戸藩の徳川斉脩（當時は鶴千代と結婚して小石川の藩邸に入り、將軍の娘が輿入れしたさいの慣例によつて御守殿さまと呼ばれた。文政一二年に夫を失ひ、峯

寿院を名乗った。公隆の次女が大上臈として仕えることになったのはその九年後、峯寿院は三九歳、次女は一八歳であつたらうか(後述)。峯寿院は嘉永六年に五四歳で逝去、次女はその後に「流浪」ということになる。次の主人の篤君は島津敬子、第一三代將軍家定の妻、後の天璋院である。島津家から形式的に左大臣近衛忠熙の養女になり、江戸城大奥に迎えられた。安政三年一二月であつた。次女が本丸に入つたのはその二か月前だから、三、四年の「流浪」ということになる。篤君は安政五年に未亡人になつたが、そのまま明治維新まで江戸城にとどまり、明治一六年に死んだ。次女の大上臈昇進は篤君の寡婦生活三年め、次女は四〇歳であつたらうか。いつまで篤君に仕えたのか、今のところ手がかりはない。

ところで、『系譜』はこの次女の下に朱筆で「隆」と名前を記し、「文政四年正月四日生」と註記している。明治以降、武者小路家の故人たちは東京愛宕下の天徳寺に、ついで青山霊園に埋葬されることになつたが、青山の墓誌の冒頭に「武者小路隆子、明治二十五年四月六日」と刻まれている(行年はない)。この二つを結びつければ、公隆の次女は隆、文政四年生まれ、明治二十五年歿、と判断してよいであらう。享年七二、峯寿院に仕えた天保九年には一八歳であつた。

幼い実篤たちと同居し、実篤たちに「よい／＼のお祖母さん」と呼ばれていた老女は、実篤の記憶と伝聞では、「家づきの人で、將軍家に出てゐた人、この人は中風で、僕の五つか六つの時に死んだ」といふ(母としてのわが母「新家庭、大正七・二」、また「武者小路家に生まれてどこにもとつがず、皇女のお伴して徳川家

で働いていた」といふ(思い出の人々講談社刊、昭和四一・二)。これがここにいる公隆の次女の隆、すなわち実篤の大叔母であつたと思われる。「皇女のお伴」が『系図』の記述とくいちがっている。老後は身よりがなくて、兄の息子たちにかかつていたであらう。もっとも、当時すでに甥の公香も実世も世を去り、当主は幼い公共であつたから、もつぱら実世未亡人、秋子の世話になつた晩年であつた。実篤の「五つか六つの時」は、数え年であれば明治二二、三年であるが、実篤の記憶ちがいであらうか。隆の死んだ明治二五年に、彼は八歳であつた。

三女は「過去帖写」によれば安政六年七月六日に死んだ。実建の同月の記事に「妹服」とある。父公隆の歿後四年、享年はわからない。『家譜』と『系譜』は早世といい、戒名は大姉という。戒名の下に「大納言公隆卿息女／右之靈云云有故也、頼末長谷川家所ニ有之」と書きそえている。気になる文章だが、解明の手だてを知らない。

#### 四 八代実建

八代の実建(一八一―一六三)は、公隆の長男、母は家女房の中清、文化七年二月三〇日誕生として、「実同八年生」という。実篤の祖父である。三歳で従五位下、七歳で元服昇殿、尾張権介侍従、左近衛権少将、但馬権介、近江介を経て、正三位左近衛権中将までのぼつた。一条忠良、有栖川宮韶仁親王、飛鳥井雅光、同雅久、三条西季知などの歌人に師事し、宮中や上皇御所の歌会に召された。多才の人だつたらしく、神事、理髪、舞踏

などの輿儀を伝授された、あるいは伝授した記事が続いている。安政五年、老中の堀田正睦が上京して日米通商条約の勅許を願うという事件があった。『明治天皇紀』第一は、三月二〇日の条に次のように記している。

初め勅答の案成るや、文中条約の事関東に委任したまふの意を載す、而して事頗る外間に漏る、権大納言中山忠能、同大炊御門家信、権中納言正親町三条実愛以下堂上八十八人、痛憤措く能はず、連署して之れを改めんことを請ふ、朝議乃ち案を改め、是の日、之れを正睦に下したまへるなり、結局、「宜しく命を三家以下諸藩に下し、衆議を尽して更に勅旨を候すべし」という回答に変わった。『孝明天皇紀』第二に、この「痛憤措く能は」ぬ八八人の公卿たちの氏名を列記しているが、実建と長男の公香が岩倉具視らと並んでいる。連署の提出は三月一二日であったという。当時、実建は公卿社会の攘夷派、あるいは反幕派に属していたのであろうか。実建は正三位左近衛権中将、公香は正四位下常陸権介であった。

文久三年六月二四日、五三歳、公には五四歳で死んだ。『過去帖写』は六三歳としているが、逝去の年月日は右に合致している。なので、なにかの間違いであろう。実篤の母の秋子は、武者小路家の当主たちの享年が五七、四七、三七と一〇歳ずつ若くなっている。長男の公共の二七歳をしきりに案じていたという（実篤思ひ出の人々「前出」）。五七歳は八代の実建、四七歳は九代の公香、三七歳は一〇代の実世のことである。実世については夫のことだから間違うはずはないであろうが、実建と公香については、各種の公式の記録による享年（実建五四、公香四九）

とも、『系図』の「実ハ……」という註記の享年（実建五三、公香四八）とも違っている。今は『系図』の註記に従っておく。実建には五人の子どもがいた。長男は九代の公香、文政一二年生まれ、母は家女房というが、名前はわからない。すくなくとも次に述べる家女房の玉浦や久枝ではない。公香の方が彼女たちより年長であった。

長女は『過去帳写』によれば天保一三年生まれ、同一五年一月二六日に三歳で死んだ。戒名は霞光童女、俗名はわからない。生母も不明であるが、長女が生まれたとき玉浦は一三歳、久枝は六歳であったから、これも彼女たちの子どもとは考えられない。

次男は一〇代の実世、嘉永四年生まれ、母は家女房の玉浦である。玉浦は文政一三（天保元）年生まれ、当時二二歳であった。

次女は『過去帳写』によれば近、安政六年一月一八日に一歳で死んだ。戒名は夢想童女。実母はわからない。本稿冒頭にかかげた系図では、とりあえず長女は長男の公香と同腹のところに、次女は次男の実世と同腹のところに挿入したが、たしかな根拠はなく、比較的に可能性の高い所と見ていただきたい。

三男は公敏、『系譜』に文久二年三月二六日生まれとあった。母は家女房の久枝、天保八年生まれ、当時二六歳であった（公香、実世、玉浦、公敏、久枝については後述）。

実建の正妻についての記録はなにも発見できなかったが、滝野という家女房の鬼籍が『過去帳写』にあった。嘉永三年一月九日歿といい、年齢はわからない。実世の生まれる一年まえ、

実建は四〇歳であつた。公香や長女の母であつたかもしれない  
という可能性は残されている。

——以下次号——

本稿の執筆にあたり、武者小路実光氏、武者小路穰氏、武者小路辰子  
氏に教示を受けた。東京大学史料編纂所、静嘉堂文庫、宮内庁書陵部、  
大阪市立大学付属図書館、教寿寺に資料の閲覧を許していただいた。  
お礼を申しあげる。